

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- (1) 工事落成の期限
- (2)
- (3) 識別信号
- (4)
- (5) 運用許容時間

## A

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 電波の型式及び周波数
- 3 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
- 4 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

## B

- 空中線電力
- 通信の相手方及び通信事項
- 空中線電力
- 通信の相手方及び通信事項

A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事落成の届出（注1）に関する記述として、電波法（第11条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 電波法第10条（落成後の検査）第1項の規定による届出をいう。以下同じ。

- 1 工事落成の期限（注2）（期限の延長（注3）があったときは、その期限）経過後10日以内に工事落成の届出がないときは、その無線局の予備免許は、その効力を失う。  
注2 電波法第8条（予備免許）第1項第1号の期限をいう。以下同じ。  
注3 電波法第8条（予備免許）第2項の規定による期限の延長をいう。以下同じ。
- 2 工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 3 工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の予備免許を取り消すことができる。
- 4 工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後10日以内に工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備を検査させなければならない。

A-3 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 免許の番号
- (2) 識別信号
- (3)
- (4) 希望する免許の有効期間
- (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容

② 再免許の申請は、アマチュア局にあっては免許の有効期間満了前  において行わなければならない。

## A

- 1 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 2 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 3 無線設備の設置場所
- 4 無線設備の設置場所

## B

- 3箇月以上6箇月を超えない期間
- 1箇月以上1年を超えない期間
- 1箇月以上1年を超えない期間
- 3箇月以上6箇月を超えない期間

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

A-5 周波数測定装置の備付けに関する記述として、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の周波数を0.0025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものには、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- 2 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- 3 空中線電力50ワット以下の送信設備には、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けることを要しない。
- 4 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の4分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

A-6 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射のAの基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超過して輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力のBに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等Bの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 搬送周波数	0.5パーセント
2 搬送周波数	5パーセント
3 特性周波数	0.5パーセント
4 特性周波数	5パーセント

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限りAの変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限りBの変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得るCによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 外囲の温度又は湿度	電源電圧又は負荷	振動又は衝撃
2 外囲の温度又は湿度	電源電圧又は負荷	気圧の変化
3 電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	気圧の変化
4 電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃

A-8 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1)  B 以下の無線局の無線設備
- (2)  C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞<sup>おそれ</sup>がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	搬送波電力が50ミリワット	移動業務の無線局
3 電界強度及び磁界強度	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
4 電界強度及び磁界強度	搬送波電力が50ミリワット	移動する無線局

A-9 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に  B であること。
- (2) 通信を行うため  C であること。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	記載されたもの	十分なもの
2 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
3 無線設備	記載されたものの範囲内	十分なもの
4 無線設備	記載されたもの	必要最小のもの

A-10 擬似空中線回路の使用に関する記述として、電波法（第57条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、電波を発射する前になるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作するかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験を行うために運用するときは、50オームの抵抗による擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-11 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、受信者が筆記できる程度の送信速度で行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。



**A-17** 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、 **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①を命じたときは、 **B** を無線局に派遣し、その無線設備等（注1）を検査させることができる。

注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

**A**

- 1 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと
- 2 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと
- 3 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止
- 4 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

**B**

- 登録検査等事業者（注2）
- その職員
- 登録検査等事業者（注2）
- その職員

**A-18** 電波の発射の停止の命令に関する記述として、電波法（第72条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

**A-19** 総務大臣への報告に関する記述として、電波法（第80条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、人命の救助に関し急を要する通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、他人の依頼による通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、電波法の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

**A-20** アマチュア局の免許人が無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた場合の措置に関する記述として、電波法施行規則（第39条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の余白に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総合通信局長に届け出て、当該措置に係る事項の検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局事項書の写しの余白に記載し、その写しを総合通信局長に提出しなければならない。

**A-21** 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 3 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。

A-22 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018 kHz～18,068 kHz
- 2 18,068 kHz～18,168 kHz
- 3 18,168 kHz～18,268 kHz
- 4 18,268 kHz～18,618 kHz

A-23 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、 A、過剰な信号の伝送、 B、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 長時間の伝送	暗語又は略語による伝送	指向性のアンテナの利点
2 長時間の伝送	虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送	送受信設備の電気的特性
3 不要な伝送	暗語又は略語による伝送	送受信設備の電気的特性
4 不要な伝送	虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送	指向性のアンテナの利点

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の A 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中 B 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 C にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

A	B	C
1 すべての	30分を標準として	緊急時
2 すべての	短い間隔で	災害救助時
3 技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
4 技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時

B-1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）の規定により ア の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が イ に適合していると認められた後でなければ、 ウ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る エ を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 オ することができる。

1 無線設備の設置場所	2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所
3 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	4 その許可の内容
5 当該無線局の無線設備を運用	6 許可に係る無線設備を運用
7 点検の結果	8 検査の結果
9 当該検査を省略	10 その一部を省略

B-2 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 満足な指向特性が得られること。
- ウ 避雷器及び接地装置が設けられていること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B-3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを  イ ではならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は  イ た者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③  ウ がその  エ に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は  イ たときは、 オ に処する。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 2 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 |
| 3 特定の                 | 4 不特定の                |
| 5 業務                  | 6 通信                  |
| 7 無線通信の業務に従事する者       | 8 無線従事者               |
| 9 他人の用に供し             | 10 窃用し                |

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ALFA	—• •—•• ••—• —•
イ DELTA	—•• • •—•• — —•
ウ ECHO	• —•—• •••• ———
エ KILO	—•— •• •—•• ———
オ LIMA	•—•• •• — — —•

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に  ア な障害を与えるときは、その設備の  イ に対し、その障害を  ウ するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする  エ について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を  オ させることができる。

- |           |            |         |               |       |
|-----------|------------|---------|---------------|-------|
| 1 重大      | 2 所有者又は占有者 | 3 実地に調査 | 4 受信設備以外の受信設備 | 5 検査  |
| 6 継続的かつ重大 | 7 施設者又は利用者 | 8 除去    | 9 受信設備        | 10 撤去 |

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 ア  許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ  ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 ウ  に従い、 エ  を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 オ  に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- |                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した | 2 無線通信規則に従って発給する              |
| 3 設置し、又は運用する              | 4 無線設備を所有する                   |
| 5 その属する国の法令               | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 無線通信の規律                 | 8 電気通信の秘密                     |
| 9 第三者                     | 10 利害関係者                      |